

人口センサスに関する国際動向について

E C E (Economic Commission for Europe) 諸国における2000年ラウンド人口センサスの状況について

		人口センサスの種類				主要な方法として採用している国数
調査方法		伝統的手法 (フィールド・オペレーションによるデータ収集)	行政レジスター及びそれを補完するための全数調査	行政レジスター及びそれを補完するためのサンプル調査	行政レジスターのみ	
調査員による調査	調査員(他計方式)、紙ベースの調査票	アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エストニア、グルジア、ギリシャ、ハンガリー1、カザフスタン、キルギスタン、リトアニア、ポーランド1、ルーマニア、ロシア、セルビア・モンテネグロ、マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、アメリカ2	ラトビア、スロベニア1			23
	調査員(他計方式)、電子調査票	アメリカ4				
	調査員(自計方式)、調査員による収集	オーストラリア1、オーストリア、チェコ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、ポルトガル1、スロバキア、ハンガリー2、ポーランド2、イギリス2	スペイン、スロベニア2			10
調査員と郵送	調査員(自計方式)、郵送回収	カナダ、フランス、イギリス1、ポーランド3、アメリカ3				3
	郵送配布、調査員による収集	マルタ、ポルトガル2	ベルギー2、スイス2			1
その他	郵送配布、郵送回収	アメリカ1、イギリス3	ベルギー1、スイス1			3
	インターネット	オーストラリア2、アメリカ5	ベルギー3、スイス3			
	レジスターに基づく調査			オランダ	デンマーク、フィンランド、ルウェー	4
センサスの種類別国数		35	5	1	3	44

注(1) 国名の最後に付してある番号は、幾つかの手法を用いている国であり、その手法の優先度順に番号付けしたものの。

(2) E C Eにおいて2000年ラウンド人口センサスに参加した国のみを記載しており、不参加の7か国(アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ドイツ、アイスランド、サン・マリノ、スウェーデン、ウズベキスタン)については記載していない。

出典 : "TYPES OF CENSUSES, ENUMERATION METHODS AND SELECTED OPERATIONAL ASPECTS: RESULTS OF THE ECE QUESTIONNAIRE" (Statistical Division, UNECE, joint UNECE-Eurostat Work Session on Population Censuses, November 2004)

レジスターベースによる人口センサスの前提条件等について(欧州統計家会議資料)

2006年6月13日～15日開催の欧州統計家会議の人口・住宅センサス・セミナーにおいて、ノルウェー統計局はその経験をもとに、レジスターベースのセンサスを実施する上での前提条件、長所と短所等について論文を提出した。その主なポイントは、以下のとおり。

1 レジスターベースのセンサスを実施する上での前提条件

(1) 法的根拠

行政データを統計目的に利用するためには、法的根拠が必要である。

ノルウェーでは、統計法(1989年)により、ノルウェー統計局が統計作成のために既存の行政データを利用することが認められている。

(2) 国民の同意

国民一般が、統計目的のためにレジスターを使用することについて評価、理解していることが非常に重要である。

ノルウェーでは、ほとんどの国民が、統計作成のためのレジスター利用は合理的であると考えている。

(3) 統一的なIDコード

異なるレジスター間で統一的なIDコードが付与されていることが重要である。

ノルウェーでは、統計作成に用いるすべての行政レジスターにおいて、統一的なIDコードとして個人識別番号(personal identification numbers)が用いられている。

(4) 行政ニーズのために開発された、包括的で信頼性のあるレジスターシステム

社会保障、税や他の行政ニーズに基づく行政情報レジスターの発展が前提となる。また、これらの行政情報の精度が高いことが必須である。

(5) 関係行政機関の協力

レジスターベースの統計システムの構築のためには、行政情報を所管する機関との密接な協力が必要である。

ノルウェーでは、統計局が統計作成のためにこれらの行政機関と交渉する権限を有している。

2 レジスターベースのセンサスの長所と短所

【長所】

- ・コストの低減及び回答者の負担軽減
- ・毎年データが利用可能
- ・統計や研究目的での縦断的なデータが利用可能

【短所】

- ・統計作成がレジスターに含まれている項目のみに限定
- ・調査単位や調査事項の定義に関する制約
- ・アド・ホックな要望に応えることが不可

出典："The role of census in a country with a register-based statistical system: Norwegian experiences and plans" (Statistics Norway, Conference of European Statisticians, Fifty-fourth plenary session, 2006)